

平成24年第1回室蘭市議会臨時会提出予定議案

◎補正予算

1件 資料1

1. 平成24年度室蘭市一般会計補正予算(第3号)

(企画財政部)

補正予算の主な内容

(今後、精査により変動があり得る)

(単位:千円)

1. 一般会計

20,000

○ (商工費)	中央地区商業地域出店促進緊急支援事業費補助金	20,000
---------	------------------------	--------

【事業概要】

長崎屋室蘭中央店の閉店に伴う「中央地区における商業力低下の抑制」と「雇用の維持」のため、同地区の商業地域内で新たな店舗を構える同店テナント事業者に対し、店舗改修等に要する工事費を助成

【対象事業者】

- 長崎屋室蘭中央店の閉店日まで営業する同店テナント事業者

【対象要件】

- 中央地区の商業地域内における空き店舗等を活用し、営業すること。
- 平成24年9月1日から平成25年3月31日までに営業を開始すること。
- 営業開始日より雇用を維持すること。

ほか

【助成額】

- 対象経費(工事費)の2/3以内で、上限4,000千円

【経費概要】

- 助成見込額 … 20,000千円 (予定助成対象事業者…10件)

※【財源内訳】	繰越金 (一般財源)	20,000
---------	---------------	--------

※繰越金の状況

●H23からの純剰余金	1,140	百万円
-6月補正まで	32	百万円
-7月補正	20	百万円
●7月補正後の残	1,088	百万円

事業名	中央地区商業地域出店促進緊急支援事業
目的	長崎屋室蘭中央店の閉店に伴う中央地区における商業力低下の抑制と雇用の維持
対象者	長崎屋室蘭中央店の閉店日まで営業する同店テナント事業者
営業開始期間	平成24年9月1日～平成25年3月31日
出店区域	中央地区において、都市計画法に基づく室蘭圏都市計画における商業地域とされた区域
出店形式	空き店舗等を活用し、新たに店舗を構え営業すること
対象要件	<ul style="list-style-type: none"> ・ 営業開始日より雇用を維持すること ・ 継続的に経営を行う具体的な事業計画を有すること ・ 店舗面積は大規模小売店舗立地法第3条の基準面積以下であること ・ 通常正午以前に開店し1日に6時間以上、かつ1週間に5日以上営業すること ・ 出店地域に存する商店街振興組合等に参加すること ・ 店舗改修等に要する工事は市内業者に発注すること ・ 市税を滞納していないこと
補助条件	<ul style="list-style-type: none"> ・ 営業を開始した日から1年を経過する日まで営業を継続すること ・ 営業を開始した日から1年を経過する日まで対象要件を欠くことのないこと
対象経費	店舗改修等に要する工事費
補助率	対象経費の2/3以内
上限額	上限額400万円
交付申請	工事着手前に交付申請書に関係書類を添えて申請
実績報告	営業開始後、実績報告書に関係書類を添えて報告
補助金交付	実績報告に基づき、書類審査・実地検査を行い交付